証券コード　4571
平成29年６月６日

株　主　各　位

千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15
ナノキャリア株式会社
代表取締役社長　中　冨　一　郎

# 第21回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月22日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成29年６月23日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　千葉県柏市若柴178番地４　柏の葉カンファレンスセンター
（三井ガーデンホテル柏の葉２階）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
**報告事項**　第21期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
**決議事項**
**第１号議案**　取締役６名選任の件
**第２号議案**　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑致しますので、お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。
◎省エネルギー及び節電への取り組みの一環として、当日の会場は空調の使用を抑制させていただきます。また、軽装（クールビズ）にて開催させていただく予定ですので、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。
◎定時株主総会終了後、会社説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL http://www.nanocarrier.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

# 事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

## 1.　会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におきましては、政府の経済政策を背景に、雇用情勢や企業収益等で緩やかな改善が見られましたが、中国などの新興国の景気減速懸念、英国のEU離脱、米国の新政権誕生等の影響により、景気は依然として先行きの不透明な状況が続いております。

このような政治経済環境のもと、当社は主要パイプラインの開発推進、新規パイプラインの探索、提携先の開拓などに積極的に取り組んでまいりました。

（主要パイプラインの進捗状況）

４つの主要パイプラインの進捗状況は下記のとおりです。

シスプラチンミセル（NC-6004）につきましては、自社開発製品第一号として自社及びライセンス先との共同開発によりグローバル開発を推進しております。ライセンス先であるOrient Europharma Co., Ltd.（台湾）と共に、アジア地域（台湾、香港、シンガポール、韓国、フィリピン、マレーシア及び日本）で、転移性及び進行性膵がんを対象に薬剤併用療法による第Ⅲ相臨床試験を実施しております。日本における頭頸部がんを対象とした放射線との併用療法による第Ⅰ相臨床試験は、平成28年12月、中止を決定いたしました。その影響を受けて、上述の第Ⅲ相臨床試験においては、患者の安全性に配慮するため新規患者登録を控えておりましたが、第三者機関であるデータ安全性モニタリング委員会より、平成29年２月に当該試験の「継続」勧告を受け、平成29年４月に治験計画の変更内容が適切である旨の通知を受け、新規患者登録の再開を決定いたしました。引き続き安全性に留意しながら本試験を推進し、承認取得を目指してまいります。一方、欧米においては自社開発を推進しており、第Ⅰb/Ⅱ相臨床試験が進捗しております。第Ⅰb相パート終了後、第Ⅱ相パートに移行時に、バスケットデザイン試験として対象疾患を非小細胞肺がん、膀胱がん、胆道がんの３適応症に拡大して欧米で試験を進めております。また、薬剤併用療法による再発・転移頭頸部がんを対象とした開発も欧米における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験として実施中です。当該適応に関しては、台湾においてもライセンス先であるOrient Europharma Co., Ltd.と共に、第Ⅰ相臨床試験を実施しております。複

数の適応症を対象にした試験を複数の地域で併行実施することにより、有効性・安全性の幅広い成績を取得し、本剤の有用性が高いがん種を見出し、早期の承認申請を可能にすることを目指しております。

ダハプラチンミセル（NC-4016）につきましては、プラチナ製剤第二弾として、自社開発により米国で固形がんを対象にした第Ⅰ相臨床試験を実施しており、患者登録を完了し主要目標である推奨用量を決定いたしました。今後、観察期間を経てデータ解析を実施し、次段階の試験デザインの検討を進めてまいります。

エピルビシンミセル（NC-6300）につきましては、平成28年10月、ビジネス上の事由による興和株式会社からのライセンス及び共同開発契約の解約申出に伴い、本品の開発を承継することを決定いたしました。国内で実施された第Ⅰ相臨床試験では、エピルビシン特有の副作用である嘔吐や骨髄毒性などの抑制傾向が見られ、エピルビシンの臨床投与量である60mg/㎡または100mg/㎡（乳がん治療の例）を超える用量まで投与可能となり、推奨投与量は170mg/㎡に決定されました。この試験においては、心機能の低下傾向は認められず、12か月間を超える投与例が存在し、継続的な治療の可能性が見出されております。当社は、この第Ⅰ相臨床試験の結果を活用し、希少がんである軟部肉腫を適応とした米国での開発を推進し早期承認を目指すため、平成28年12月、第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験に関する治験計画届出書（IND）を米国食品医薬品局（FDA）に提出し受理されました。現在、患者登録開始に向けた準備を進めております。

パクリタキセルミセル（NK105）につきましては、日本を含むアジア地域を対象としたライセンス先である日本化薬株式会社により、転移・再発乳がんを適用対象にした第Ⅲ相臨床試験（国際共同試験）が進められておりましたが、平成28年７月、同試験において主要評価項目が達成されなかったと発表されました。同社によると、現在、追加臨床試験を計画中とのことであります。

＜開発パイプラインの状況＞

| 品目 | 対象疾患 | ステージ | 地域 | | 開発形態/企業 |
|---|---|---|---|---|---|
| NC-6004 | 膵がん | Phase Ⅲ | アジア | 台湾 | ライセンス及び共同開発/Orient Europharma |
| | | | | シンガポール | |
| | | | | 香港 | |
| | | | | 韓国 | |
| | | | | フィリピン | |
| | | | | マレーシア | |
| | | | | 日本 | |
| | 頭頸部がん | Phase Ⅰ | 台湾 | | |
| | 肺がん | Phase Ⅱ | 米国・欧州 | | 自社開発 |
| | 胆道がん | | | | |
| | 膀胱がん | | | | |
| | 頭頸部がん | Phase Ⅰ/Ⅱ | | | |
| NC-4016 | 固形がん | Phase Ⅰ | 米国 | | 自社開発 |
| NC-6300 | 軟部肉腫 | Phase Ⅰ/Ⅱ | 米国 | | 自社開発 |
| NK105 | 乳がん | Phase Ⅲ | 日本・アジア | | ライセンスアウト/日本化薬 |

（新規開発パイプラインの進捗状況）

新規開発パイプラインにつきましては、当社独自の先進基盤技術である抗体/薬物結合型ミセル「ADCM（Antibody/Drug-Conjugated Micelle）」を用いた次世代型医薬品パイプラインの開発を推進しています。当社は、エーザイ株式会社より導入したがん抑制作用の強いE7974とセンサーである抗体を結合したActive型ミセル化ナノ粒子を開発することにより、がん細胞へのターゲティング性能を高め、抗腫瘍作用をさらに高めることで治療域を拡大する新規医薬品の開発を進めております。また、国内の大手企業数社との共同研究等により、さらなる提携を探索・推進しつつ、開発パイプラインの拡充に精力的に取り組んでおります。

低分子医薬品に加え、より副作用が少ないとされているsiRNAなどの核酸や、タンパク質医薬品などの高分子医薬品に対するミセル化ナノ粒子技術の応用にも取り組んでおります。当社は、独自の核酸デリバリー技術「NanoFect®」を確

立し、さらに抗体結合技術を付加したActive型NanoFect®とすることでターゲティング機能を向上させた次世代型DDS医薬品の開発を進めております。中外製薬株式会社との間では、Active型NanoFect®を基に、これまでにないファースト・イン・クラスのsiRNA医薬品開発を目指した共同研究開発を推進しております。

国内外の製薬・バイオ企業や大学・研究機関等との共同研究開発プロジェクトについても積極的に取り組んでおります。

(化粧品事業の状況)

化粧品事業につきましては、平成28年３月、当社は株式会社アルビオンとの共同開発製品である男性用スカルプトータルケア製品「Depth (デプス)」のインターネット販売を開始しました。「Depth」は、当社のミセル化ナノ粒子技術を利用した製品であり、頭皮のスキンケアを通じ育毛の土台を整えることにより、健康的な頭皮・頭毛に導くための４パートシステムを採用し、これまでの育毛製品とは異なる発想から開発された新製品であります。同製品は美容室でのカウンセリング販売も行われており、取扱い店舗は増加しております。同製品のマーケティングに関しては、共同開発先である同社と協働し、顧客から長期的な支持を獲得できるような強いブランドとして育成することを目指した戦略的なマーケティング活動を展開しております。その成果として、大手百貨店や化粧品専門店による取扱いが開始されました。製品価値の高い、注目のブランド製品を取り扱う中心的な百貨店である伊勢丹新宿本館やメンズ館に、期間限定ショップを出店し、さらには、化粧品専門店として業界が注目する粧苑SUKIYA S-PAL店のメンズ売り場において、「Depth」の取扱いが開始されました。

女性用化粧品に関しましては、平成28年４月、同社が新たに販売を開始した薬用美白美容液エクシアAL ホワイトニングイマキュレートエッセンスIDD用の原材料を供給しております。同社に対しては、以前から美容液エクラフチュールの原材料も供給しておりますが、次世代型エクラフチュールの開発に向けた同社との共同研究開発も進めております。このように当社は、医薬品分野のみならず、化粧品分野においても主力成分を封入した高性能ミセル化ナノ粒子技術の研究開発に積極的に取り組んでおります。

(事業開発の状況)

事業開発活動におきましては、医薬品事業の経営基盤構築及び関連事業や周辺事業の拡大のため、有力な企業との資本・事業提携、M&A等についての活動を行っております。

当事業年度におきましては、平成29年３月、TPG Biologics, Inc. (台湾) への出資及び共同研究契約を締結することを決定し、平成29年４月に出資を完了いたしました。共同研究においては、同社が所有する抗体などバイオ医薬品の

製造に関連した技術と当社のADCMを融合した新しい技術基盤の確立を目指します。

また、平成29年４月、Tocagen Inc.（米国）に出資することを決定し、出資を完了いたしました。同社は、ユニークなプラットフォーム技術を有して脳腫瘍などを対象としたがん治療薬の開発を推進しており、現在、第Ⅱ/Ⅲ相臨床試験を実施しております。同社技術の将来における可能性に注目し、出資を決定いたしました。

以上の結果、当事業年度は、契約収入、化粧品材料供給収入、化粧品売上等により売上高は218,694千円（前事業年度比10.1%減）、営業損失は2,712,219千円（前事業年度営業損失2,082,678千円）、外国為替相場の変動による為替差損45,566千円、主に定期預金にかかる受取利息42,540千円、主に外貨建て債券にかかる有価証券利息19,154千円等により経常損失は2,619,075千円（前事業年度経常損失2,381,182千円）となり、新株予約権戻入益8,525千円、固定資産の減損処理等による減損損失61,821千円等を計上した結果、当期純損失は2,676,049千円（前事業年度当期純損失2,537,148千円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は173百万円であり、主なものは次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 医薬品製造機器等 | 172百万円 |

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

### (2) 財産及び損益の状況

| 区分 | 第 18 期<br>(平成26年３月期) | 第 19 期<br>(平成27年３月期) | 第 20 期<br>(平成28年３月期) | 第 21 期<br>(当事業年度)<br>(平成29年３月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 472 | 675 | 243 | 218 |
| 経常利益（△損失）（百万円） | △1,094 | △171 | △2,381 | △2,619 |
| 当期純利益（△純損失）（百万円） | △1,113 | △207 | △2,537 | △2,676 |
| 1株当たり当期純利益（△純損失）（円） | △30.44 | △5.12 | △59.53 | △62.07 |
| 総資産（百万円） | 14,340 | 14,704 | 15,386 | 12,939 |
| 純資産（百万円） | 13,597 | 14,501 | 12,128 | 10,067 |
| １株当たり純資産額（円） | 336.86 | 338.35 | 278.82 | 227.75 |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は、「ナノテクノロジーを用いて新しい医薬品を創出し、人々の健康とQOLの向上に貢献する」ことをミッションとし、「がん領域のイノベーションファーマとして、世の中に必要とされる『ファーストワン』を目指す」ことをビジョンに掲げ、事業を推進しております。

当社では、ミセル化ナノ粒子技術を利用した医薬品の実用化によって、従来の薬物療法より有効性と安全性を高め、これまで期待する効果が得られなかったがん等の難治性疾患の薬物療法をより有効にすることができると考えており、今後とも同技術のパイオニアとしてポテンシャルを最大限に活かした製品開発を目指し、社会的ニーズと貢献度の高い抗がん剤事業を中心にグローバル展開を行い、化粧品事業をはじめとする周辺事業についても、積極的に事業を展開していきたいと考えており、以下を対処すべき課題と認識しております。

①自社開発の加速化及び適応症の拡大

開発の進捗を自らコントロールし、計画的に開発を進めることができる自社開発戦略を進め、それぞれの製品が持つ製品価値の最大化を実現します。主要パイプラインのうち、シスプラチンミセル（NC-6004）、ダハプラチンミセル（NC-4016）及びエピルビシンミセル（NC-6300）につき、早期の承認・上市を実現することが当社の企業価値を最大限に高めるという認識の下、これ

らの臨床開発を独力で加速化します。さらに、将来における申請及び承認を視野に入れ、適応症の選択性を拡大し、早期承認の可能性が高いと判断される適応症に絞り込んで臨床試験を推進することにより、治験期間の短縮と承認確率の向上を目指します。

②開発パイプラインの拡充

次世代型ADCM技術や、核酸デリバリー技術（Active型NanoFect®）等を用いた研究開発を迅速化し、その成果を主要パイプラインに引き上げ、パイプラインの拡充を図るとともに、これら技術の蓄積と応用により、他のバイオ・製薬企業とのアライアンスを加速します。

③ネットワーク活用と提携拡大

主要パイプラインに続く製品の開発を推進し、ライセンスアウトや共同開発を行うことができる提携先の開拓を引き続き継続します。提携先の開拓に当たっては、国内外の幅広いネットワークを活用し、製薬企業等との提携、当社と相乗効果があるテクノロジーやパイプラインの探索及び獲得を進めるとともに、外部からの製品パイプラインの導入や製薬・バイオ企業への投資・買収等も視野に入れ、事業・商品ポートフォリオの拡充を目指します。

④経営基盤の充実

当社は、独自技術を基盤とした研究開発型国内バイオベンチャー企業から、画期的な医薬品を全世界に向けて一貫して開発、製造そして販売する製薬会社への進化を遂げるべく、医薬品会社に求められる経営基盤（開発、製造、販売体制等）の構築が急務であると考えております。医薬品事業の経営基盤構築や関連事業や周辺事業の拡大を加速させるためには、当社の内部経営資源を最大限に活用するとともに、有力な企業との資本・事業提携、M&Aを通じた外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図っていくことが有力な選択肢になると考えており、検討を進めてまいります。

⑤ライフサイクルマネジメントと特許戦略の強化

優良製薬企業等とのネットワーキングを構築し、各社の既存製品や新薬候補薬物のライフサイクルマネジメントに貢献できるビジネスモデルを構築します。また、特許戦略を構築・推進し、製品のライフサイクルマネジメント戦略に活用します。

⑥技術力の最良化と最新技術の確保

大学・研究機関との共同研究や他企業との提携により、自社の基盤技術力の最適化・最良化を進めるとともに、競争力の根源となる中核的な機能・分野を独自のノウハウとして創成し、収入源を確保します。

⑦技術の応用範囲の拡大

医薬品以外の分野にも研究開発の応用範囲を広げ、特に化粧品事業の分野において既存製品の販売拡大と新製品開発を実現することにより、安定した収入源の確保を目指します。

⑧選択と集中、アウトソーシングの活用

研究開発プロジェクトの推進においては絶えず技術・事業性の観点からプロジェクトの優先順位付けを行い、大学、研究機関及び外部受託機関との連携・提携を有効活用します。

⑨コーポレート・ガバナンスの充実

当社のビジョン実現のため、経営の効率性を高めつつ、株主及び投資家、患者、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

⑩財務安定性の確保

当社は継続的に研究開発投資を行っており、研究開発テーマによっては多額の投資が見込まれる場合もあります。投資資金の確保につきましては、事業活動から稼得される収益から確保すべく最大限の努力を行いながら、効率的かつ効果的な手法による資金調達を行うことにより、財務安定性を確保していきます。

なお、現状の研究開発停滞を鑑み、上記課題解決に向けた取り組みの一環として、当社は平成29年４月19日付で組織改正を実施いたしました。組織改正の要旨は以下のとおりであります。

- 研究部及び臨床開発部を統合し、研究開発統括部を新設、全社体制のＣＥＯ直轄とする。これに伴いＣＯＯ職は廃止する。
- プロジェクト制を導入し、プロジェクトリーダーに権限を委譲する。より透明性の高い、フラットな体制とすることで、機動的なプロジェクト推進を目指す。
- プロジェクトの推進と円滑な運営をサポートするため、研究支援室を設置する。
- 上記の他、知的財産部及び法務室を統合し法務知財部を新設する。管理部を総務人事部及び経理部に分割する。

上記組織改正の狙いは、より成果追求型の体制とし、研究開発のアウトプット（質と速度）を高めることにあり、少数精鋭による世界で戦える創薬集団を目指すものです。機動的かつ活力ある新組織により、当社ビジョンの実現に向け邁進してまいります。

**(5) 主要な事業内容**（平成29年３月31日現在）

当社の主たる事業は、ナノテクノロジーを駆使したミセル化ナノ粒子をコア技術として、主にがん領域において新しい医薬品等の開発製造を行うことであり、同技術の実用化によって、従来の薬物より有効性と安全性を高め、難治性疾患の治療をより有効にすることを可能にすると考えております。

**(6) 主要な営業所**（平成29年３月31日現在）

| | |
|---|---|
| 本社 | 千葉県柏市 |
| 研究所 | 千葉県柏市 |
| 東京オフィス | 東京都中央区 |
| iCONMラボ（川崎サテライト研究所） | 神奈川県川崎市川崎区 |

**(7) 使用人の状況**（平成29年３月31日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 58名 | ３名増 | 43.3歳 | 5.3年 |

（注） 使用人数は就業員数であります。

**(8) 主要な借入先の状況**（平成29年３月31日現在）

該当事項はありません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成29年３月31日現在）

**(1) 発行可能株式総数**　130,122,800株

**(2) 発行済株式の総数**　43,179,384株

**(3) 株主数**　29,208名

**(4) 大株主**（上位10名）

| 株主名 | 当社への出資状況 | |
|---|---|---|
| | 持株数 | 持株比率 |
| ウィズ・ヘルスケアＰＥ１号投資事業有限責任組合 | 3,087,550株 | 7.15% |
| 信越化学工業株式会社 | 2,660,000 | 6.16 |
| 中冨一郎 | 1,159,000 | 2.68 |
| 興和株式会社 | 1,000,000 | 2.32 |
| ＣＹＮＴＥＣ　ＣＯ.，ＬＴＤ. | 623,200 | 1.44 |
| ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合 | 461,826 | 1.07 |
| ＴＨＥ ＢＡＮＫ ＯＦ ＮＥＷ ＹＯＲＫ １３３５２４ | 454,100 | 1.05 |
| 楽天証券株式会社 | 419,300 | 0.97 |
| 松井証券株式会社 | 389,900 | 0.90 |
| 中外製薬株式会社 | 389,400 | 0.90 |

（注）持株比率は、自己株式（26株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

### (1) 当事業年度末における新株予約権等の状況

| 名称<br>(発行年月日) | 行使期間 | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 行使価額 |
|---|---|---|---|---|
| | | 個 | 株 | 円 |
| 第７回新株予約権（い）<br>(平成23年８月15日) | 平成25年８月16日<br>～平成30年８月15日 | 1,210 | 121,000 | 276 |
| 第７回新株予約権（は）<br>(平成24年５月23日) | 平成26年５月24日<br>～平成31年５月23日 | 120 | 12,000 | 537 |
| 第９回新株予約権<br>(平成25年６月10日) | 平成25年６月10日<br>～平成30年６月９日 | 225 | 22,500 | 2,324 |
| 第11回新株予約権<br>(平成26年４月２日) | 平成28年４月３日<br>～平成33年４月２日 | 880 | 88,000 | 1,620 |
| 第12回新株予約権<br>(平成26年９月３日) | 平成26年９月３日<br>～平成31年９月２日 | 2,660 | 266,000 | 1,460 |
| 第13回新株予約権<br>(平成26年９月３日) | 平成28年９月３日<br>～平成33年９月２日 | 225 | 22,500 | 1,372 |
| 第14回新株予約権<br>(平成27年10月８日) | 平成27年10月８日<br>～平成33年９月30日 | 218 | 5,450,000 | 1,140 |
| 第15回新株予約権<br>(平成27年10月30日) | 平成27年11月２日<br>～平成34年10月31日 | 20,610 | 2,061,000 | 1,140 |

（注）1. 第７回新株予約権（い）、第7回新株予約権（は）、第11回新株予約権及び第13回新株予約権は、ストックオプション付与を目的として金銭による払込みを要しない形で発行しております。

2. 第７回新株予約権（い）、第7回新株予約権（は）、第11回新株予約権及び第13回新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めておりますが、行使時点においても当社の取締役、監査役、従業員または協力者として取締役会にて承認された地位にあることを定めています。

3. 第９回新株予約権は、平成29年２月３日付で発行要項に定める事由に基づき、行使価額が変更になっております。

4. 第12回新株予約権は、平成29年４月７日付で取得事由が生じたため、平成29年４月19日開催の取締役会決議に基づき、同日付で取得及び消却しております。

### 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

（平成29年３月31日現在）

| 名称 | 取締役(社外取締役を除く) | | 社外取締役 | | 監査役 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 新株予約権等の目的となる株式の数 | 保有者数 | 新株予約権等の目的となる株式の数 | 保有者数 | 新株予約権等の目的となる株式の数 | 保有者数 |
| | 株 | 名 | 株 | 名 | 株 | 名 |
| 第７回新株予約権（い） | 40,000 | 2 | 10,000 | 2 | 15,000 | 1 |

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 中　冨　一　郎 | ＣＥＯ |
| 取　締　役 | 花　田　博　幸 | ＣＯＯ |
| 取　締　役 | 松　山　哲　人 | ＣＦＯ兼社長室長 |
| 取　締　役 | 岡　野　光　夫 | 東京女子医科大学名誉教授・特任教授<br>米国ユタ大学薬学部併任教授<br>株式会社セルシードサイエンティフィック・アドバイザリー・ボード |
| 取　締　役 | 大　橋　　彰 | |
| 取　締　役 | 松　村　　淳 | 株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役ＣＯＯ<br>株式会社ＡＬＢＥＲＴ取締役 |
| 取　締　役 | 藤　澤　朋　行 | 株式会社ウィズ・パートナーズマネージング・ディレクター |
| 常勤監査役 | 野　口　勘四郎 | |
| 監　査　役 | 森　嶋　　正 | 森嶋公認会計士事務所代表 |
| 監　査　役 | 古　田　利　雄 | 弁護士法人クレア法律事務所　社員弁護士<br>株式会社キャンバス監査役 |

（注）1. 取締役岡野光夫、大橋彰、松村淳及び藤澤朋行は、社外取締役であります。
2. 監査役野口勘四郎、森嶋正及び古田利雄は、社外監査役であります。
3. 監査役森嶋正は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役岡野光夫及び大橋彰、常勤監査役野口勘四郎、監査役森嶋正及び古田利雄を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成29年４月19日付で組織改正を実施したことにより、同日付で取締役花田博幸のＣＯＯ職を廃止しております。

### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区　　分 | 支給人員 | 支給額 |
|---|---|---|
| 取締役 | 5名 | 85百万円 |
| 監査役 | 3 | 15 |
| 合計<br>（うち社外役員） | 8<br>（5） | 100<br>(22) |

（注）1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 取締役の員数は7名ですが、無支給者が2名いるため、支給員数と合致しております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成17年6月27日開催の第9回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、平成23年6月28日開催の第15回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月27日開催の第9回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、平成23年6月28日開催の第15回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額10百万円以内と決議いただいております。

### (5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役岡野光夫は、東京女子医科大学名誉教授・特任教授であり、米国ユタ大学薬学部の併任教授であります。当社は東京女子医科大学との間に取引関係はありませんが、米国ユタ大学とは、平成29年4月に共同研究契約を締結しております。

・取締役松村淳は、株式会社ウィズ・パートナーズの代表取締役COOであります。株式会社ウィズ・パートナーズの組成するウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合、シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合及びウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は、平成29年3月31日現在で、当社株式を3,692,284株保有しており、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は、当社の第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権を保有しております。

・取締役藤澤朋行は、株式会社ウィズ・パートナーズのマネージング・ディレクターであります。株式会社ウィズ・パートナーズの組成するウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合、シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合及びウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は、平成29年3月31日現在で、当社株式を3,692,284株保有しており、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合は、当社の第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権を保有しております。

・監査役森嶋正は、森嶋公認会計士事務所の代表であります。なお、当社は同公認会計士事務所との間に取引関係はありません。
・監査役古田利雄は、弁護士法人クレア法律事務所の社員弁護士であります。なお、当社は同弁護士法人との間に取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役岡野光夫は、株式会社セルシードのサイエンティフィック・アドバイザリー・ボードであります。なお、当社は同社との間に取引関係はありません。
・監査役古田利雄は、株式会社キャンバスの社外監査役であります。なお、当社は同社との間に取引関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

| | 活　　動　　状　　況 |
|---|---|
| 取締役　岡　野　光　夫 | 当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席致しました。当社技術の発明者の一人として、研究開発方針、研究開発活動の決定等において技術的または事業戦略的見地から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 取締役　大　橋　　彰 | 当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席致しました。医師としての医薬品業界における臨床開発に関する豊富な経験・知識を当社の経営判断に生かし、各プロジェクトにおける臨床・非臨床プログラムの戦略や業務執行に関しての発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 取締役　松　村　　淳 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席致しました。国内外でのファイナンス分野における豊富な経験及び幅広いネットワークを活用した製薬企業等との事業開発及びＩＲを含めた経営面での助言・提言を行っております。 |
| 取締役　藤　澤　朋　行 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席致しました。製薬企業において特に事業提携及びライセンス等において長年の経験を有することから、バイオベンチャー企業の経営の専門家としての視点に基づく当社の事業開発及び研究開発に関する助言・提言を行っております。 |
| 監査役　野　口　勘四郎 | 当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、監査役会15回全てに出席致しました。<br>前職での総務部長及び監査役業務を通じて培われた幅広い経験及び見識を生かし、常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を常時監視し、取締役会において、議案審議等につき必要な発言を行っております。また、監査役会において、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況等に関する調査結果ならびに監査所見の報告等を行っております。 |
| 監査役　森　嶋　　正 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、監査役会15回全てに出席致しました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役　古　田　利　雄 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、監査役会15回のうち14回に出席致しました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制の適正性に関し適宜、必要な発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

① 当事業年度における会計監査人としての報酬等の額 18,200千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の額 18,200千円

（注）1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人を解任致します。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は25,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令順守の基本姿勢を明確にし、全役職員を対象とした行動指針として「NC 企業倫理規準」を定め、それを全役職員に周知徹底する。

また、定例取締役会を毎月１回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監視をより一層強化することとする。

② 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応する。また、すべての役職員に、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求める。

③ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を確保する。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、文書保存管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、適切に情報を保存し、管理する。

② 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 組織横断的なリスクについては社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置するとともに、「危機管理マニュアル」等を制定し、同マニュアル等に基づくリスク管理体制を構築するものとする。

② 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、敏速な対応を行うとともに、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として定例取締役会を毎月１回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して敏速に的確な意思決定を行う。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、組織規程別表・職務分掌表、同・職務権限一覧表、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、業務執行手続の詳細について定める。

③ 取締役職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。

また、常勤監査役の選任にあたっては、当社業務に精通した人物を選任し、常時、取締役の職務執行について監視することとする。

(5) 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は特定の企業集団に属しておらず、子会社等もないため該当事項なし。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役の業務補助のため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査役スタッフを置くこととする。監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役及びその他の使用人は、監査役の補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査役会の同意を必要とし、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査役の職務執行について生ずる費用等に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅延なく監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

② 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行

に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその報告を求めることができることとする。

③　内部通報制度（ヘルプライン）に基づき、適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

④　当社は前各項に従い監査役への報告を行った当社取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁止する。

⑤　当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

上記の内容は、当事業年度末日現在で記載しております。なお、平成29年４月19日開催の取締役会決議により、当社子会社における内部統制の一層の充実を図り、業務の適正を確保することを目的に、上記（5）の内容を次のとおり改定しております。

(5) 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社は「子会社管理規程」を制定し、子会社の管理方法及び子会社における権限と責任を明確にし、子会社の業務執行体制の整備に関する指導・支援を行うものとする。

②　当社は、子会社の重要な意思決定は当社の事前承認を得た上で行うよう定めるとともに、子会社に職務執行及び事業状況を定期的に報告させるものとする。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況）

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、当社におけるコンプライアンス体制の基礎となる「NC 企業倫理基準」において、法令及び企業倫理の遵守を掲げ、役職員への周知を図るため、社内イントラネット上で常時閲覧可能な状態にしており、入社時の研修等において適宜説明を行っております。

また、内部通報に関する規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るための相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため危機管理規程を制定し、危機管理委員会を中心に危機管理の適切な遂行を図る体制を整えておりま

す。

また、経営に与える影響が大きいと判断されるリスクについては、経営戦略コミティ及び取締役会で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

③ 取締役の職務執行

定時取締役会を月に１回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。また、社外取締役を選任し、当社取締役の職務執行の監督機能の強化を図っております。

④ 内部監査の実施

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、各部門の監査結果を代表取締役社長及び常勤監査役に対し報告を行っております。

⑤ 監査役の職務執行及び監査役監査の実効性確保

監査役会は３名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき監査を行い、月に１回監査役会を開催し、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換を行っております。

また、取締役会及び重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保を図っております。

この他、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換及び、常勤取締役と定期的な面談を行っております。

なお、必要に応じて監査役スタッフを置くこととしておりますが、現在当該スタッフはおりません。

# 貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **資産の部** | | **負債の部** | |
| **流動資産** | **12,442,347** | **流動負債** | **369,603** |
| 現金及び預金 | 9,395,349 | 買掛金 | 25,680 |
| 受取手形 | 23,639 | 未払金 | 273,241 |
| 売掛金 | 41,703 | 未払費用 | 5,945 |
| 有価証券 | 2,374,029 | 未払法人税等 | 55,535 |
| 商品及び製品 | 16,950 | 預り金 | 8,906 |
| 原材料及び貯蔵品 | 258,853 | その他 | 294 |
| 前渡金 | 14,554 | **固定負債** | **2,502,473** |
| 前払費用 | 202,948 | 転換社債型新株予約権付社債 | 2,475,000 |
| 未収消費税等 | 92,048 | 繰延税金負債 | 3,182 |
| 未収入金 | 22,073 | 資産除去債務 | 24,291 |
| その他 | 221 | **負債合計** | **2,872,077** |
| 貸倒引当金 | △24 | **純資産の部** | |
| **固定資産** | **497,072** | **株主資本** | **9,826,689** |
| **有形固定資産** | **162,399** | **資本金** | **11,085,071** |
| 建物附属設備 | 46,419 | **資本剰余金** | **11,066,256** |
| 構築物 | 1,705 | 資本準備金 | 11,066,256 |
| 機械及び装置 | 621,398 | **利益剰余金** | **△12,324,611** |
| 工具、器具及び備品 | 13,934 | その他利益剰余金 | △12,324,611 |
| 減価償却累計額 | △521,056 | 繰越利益剰余金 | △12,324,611 |
| **無形固定資産** | **978** | **自己株式** | **△27** |
| 実施許諾権 | 0 | **評価・換算差額等** | **7,605** |
| 電話加入権 | 149 | その他有価証券評価差額金 | 7,605 |
| ソフトウエア | 828 | **新株予約権** | **233,047** |
| **投資その他の資産** | **333,694** | | |
| 投資有価証券 | 128,017 | | |
| 関係会社株式 | 0 | | |
| 長期前払費用 | 10,746 | | |
| 敷金及び保証金 | 194,930 | **純資産合計** | **10,067,342** |
| **資産合計** | **12,939,419** | **負債及び純資産合計** | **12,939,419** |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | 218,694 |
| **売上原価** | | 61,028 |
| **売上総利益** | | 157,666 |
| **販売費及び一般管理費** | | 2,869,885 |
| **営業損失** | | 2,712,219 |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 42,540 | |
| 有価証券利息 | 19,154 | |
| 補助金収入 | 79,760 | |
| その他 | 193 | 141,649 |
| **営業外費用** | | |
| 為替差損 | 45,566 | |
| 株式交付費 | 2,938 | |
| その他 | 0 | 48,505 |
| **経常損失** | | 2,619,075 |
| **特別利益** | | |
| 新株予約権戻入益 | 8,525 | 8,525 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除売却損 | 46 | |
| 減損損失 | 61,821 | 61,868 |
| **税引前当期純損失** | | 2,672,419 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 3,630 |
| **当期純損失** | | 2,676,049 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 10,774,821 | 10,756,006 | 10,756,006 | △9,648,561 | △9,648,561 | － | 11,882,265 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 310,249 | 310,249 | 310,249 | | | | 620,499 |
| 当期純損失 | | | | △2,676,049 | △2,676,049 | | △2,676,049 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △27 | △27 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 310,249 | 310,249 | 310,249 | △2,676,049 | △2,676,049 | △27 | △2,055,576 |
| 当期末残高 | 11,085,071 | 11,066,256 | 11,066,256 | △12,324,611 | △12,324,611 | △27 | 9,826,689 |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 3,557 | 3,557 | 242,950 | 12,128,773 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | | | 620,499 |
| 当期純損失 | | | | △2,676,049 |
| 自己株式の取得 | | | | △27 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 4,047 | 4,047 | △9,902 | △5,854 |
| 当期変動額合計 | 4,047 | 4,047 | △9,902 | △2,061,431 |
| 当期末残高 | 7,605 | 7,605 | 233,047 | 10,067,342 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　　償却原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

商品・貯蔵品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物附属設備 | 3～18年 |
| 構築物 | 10年 |
| 機械及び装置 | 4～12年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

② 無形固定資産　　定額法を採用しております。
自社利用ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
実施許諾権については出願に基づく産業財産権の効力を失う期間（8年）に基づいております。

③ 長期前払費用　　定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理の方法　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 繰延資産の処理方法

株式交付費　　株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 42,628,858株 | 550,526株 | －株 | 43,179,384株 |

(注) 発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | －株 | 26株 | －株 | 26株 |

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数（株） | | | | 当事業年度末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 当事業年度期首 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末 | |
| 第7回新株予約権（い） | 普通株式 | 131,000 | － | 10,000 | 121,000 | 18,677 |
| 第7回新株予約権（ろ） | 普通株式 | 5,000 | － | 5,000 | － | － |
| 第7回新株予約権（は） | 普通株式 | 12,000 | － | － | 12,000 | 2,830 |
| 第９回新株予約権 | 普通株式 | － | 22,500 | － | 22,500 | 900 |
| 第11回新株予約権 | 普通株式 | － | 99,500 | 11,500 | 88,000 | 73,480 |
| 第12回新株予約権 | 普通株式 | 275,500 | － | 9,500 | 266,000 | 6,650 |
| 第13回新株予約権 | 普通株式 | － | 22,500 | － | 22,500 | 19,957 |
| 第14回新株予約権 | 普通株式 | 5,525,000 | － | 75,000 | 5,450,000 | 83,058 |
| 第15回新株予約権 | ― | － | － | － | － | 27,493 |
| 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債 | 普通株式 | 2,631,578 | － | 460,526 | 2,171,052 | （注）９ |
| 合計 | ― | 8,580,078 | 144,500 | 571,526 | 8,153,052 | 233,047 |

（注）１．第７回新株予約権（い）及び第７回新株予約権（ろ）の減少は期中における行使によるものであります。
２．第９回新株予約権の増加は期中における発行要項に定める事由に基づく権利確定によるものであります。
３．第11回新株予約権の増加は期中における行使期間到来によるものであり、減少は権利者の退職に伴う消滅によるものであります。
４．第12回新株予約権の減少は権利者の退職に伴う消滅によるものであります。
５．第13回新株予約権の増加は期中における行使期間到来によるものであります。
６．第14回新株予約権の減少は期中における行使によるものであります。
７．第15回新株予約権は、発行要項に定める行使条件（マイルストーン条項）を達成しておりません。
８．第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の減少は期中における新株予約権の行使によるものであります。
９．第３回無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

**4. 税効果会計に関する注記**

(1) 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 繰越欠損金 | 2,459,075千円 |
| 減価償却超過額 | 68,142 |
| たな卸資産 | 55,384 |
| 新株予約権 | 33,909 |
| その他 | 13,330 |
| 小計 | 2,629,842 |
| 評価性引当額 | △2,629,842 |
| 繰延税金資産合計 | － |
| | |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △3,182千円 |
| 繰延税金負債合計 | △3,182 |
| 繰延税金負債純額 | △3,182 |

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

## 5. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員 | 松村 淳 | ― | ― | 当社取締役 | 被所有間接 8.55% | 役員の兼任(株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役) | 転換社債型新株予約権付社債の転換(注) | 525,000千円 | 転換社債型新株予約権付社債 | 2,475,000千円 |
| | | | | | | | 新株予約権の行使(注) | 86,643千円 | 新株予約権 | 83,058千円 |

(注) 株式会社ウィズ・パートナーズの組成するウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合が、第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換及び第14回新株予約権の行使を行ったものであり、第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価格及び第14回新株予約権の行使価格は、いずれも１株当たり1,140円であります。

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

研究開発計画に照らして、主に公募増資等により必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金については、預金又は元本維持を原則とした安全かつ流動性の高い金融商品等に限定して運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。債権管理規定に従い、相手先の信用状況を確認した上で取引を行うこととし、取引開始後は、管理部門が回収状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を確認するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券のうち業務上の関係を有する企業の株式については、発行体等の信用リスクに晒されております。定期的に発行体の財務状況等の把握に努めております。

敷金及び保証金は不動産賃貸借契約によるものであります。残高管理を行い、リスク低減を図ることとしております。

営業債務である買掛金及び未払金については、ほぼ全てが３ヵ月以内の支払期日であります。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券のうち合同運用金銭信託については、発行体等の信用リスクにも晒されておりますが、格付が高く短期で決済されるため、リスクは僅少と考えております。

有価証券のうち満期保有目的の債券については、外貨建てであるため為替の変動リスクに晒されており、また発行体等の信用リスクにも晒されておりますが、格付の高い債券のみを対象としているため、リスクは僅少と考えております。

投資有価証券のうち業務上の関係を有する企業の株式の一部については、外貨建てであるため為替の変動リスクに晒されており、また発行体等の信用リスクにも晒されております。定期的に発行体の財務状況等の把握に努めております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動

性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注) ２を参照ください。)

| | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---|---|---|---|
| ①現金及び預金 | 9,395,349 | 9,395,349 | － |
| ②受取手形 | 23,639 | 23,639 | － |
| ③売掛金 | 41,703 | | |
| 貸倒引当金（※） | △24 | | |
| 差引 | 41,678 | 41,678 | － |
| ④有価証券 | 2,374,029 | 2,377,694 | 3,665 |
| ⑤敷金及び保証金 | 179,157 | 179,157 | － |
| 資産計 | 12,013,854 | 12,017,519 | 3,665 |
| ①買掛金 | 25,680 | 25,680 | － |
| ②未払金 | 273,241 | 273,241 | － |
| 負債計 | 298,922 | 298,922 | － |

（※）売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) １.金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

・資産　①現金及び預金、②受取手形、並びに③売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④有価証券

債券については、取引金融機関から提示された価格を、期末日為替相場によって換算した価額によっております。合同運用金銭信託については、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを事業年度末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

・負債　①買掛金、及び②未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 貸借対照表計上額（千円） |
|---|---|
| 投資有価証券 | 128,017 |
| 敷金及び保証金 | 15,773 |
| 転換社債型新株予約権付社債 | 2,475,000 |

投資有価証券及び転換社債型新株予約権付社債については、市場価格がなく、かつ将来

キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

敷金及び保証金の一部については、市場価額がなく、かつ実質的な預託期間を算定することが困難であることから将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

| | 1年以内（千円） | 1年超5年以内（千円） | 5年超10年以内（千円） | 10年超（千円） |
|---|---|---|---|---|
| ①現金及び預金 | 9,395,349 | － | － | － |
| ②受取手形 | 23,639 | － | － | － |
| ③売掛金 | 41,678 | － | － | － |
| ④有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券（社債） | 774,029 | － | － | － |
| その他有価証券のうち満期があるもの（金銭信託） | 1,600,000 | － | － | － |
| ⑤敷金及び保証金 | － | － | 100,000 | 90,000 |

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　227円75銭

(2) 1株当たり当期純損失金額　62円07銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 減損損失に関する注記

減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピングの方法

事業用資産につき、全体で1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社は営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなり、将来のキャッシュ・フローが帳簿価額を下回ることが見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額致しました。

(3) 減損損失の金額の内訳は以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 建物附属設備 | 2,334千円 |
| 機械及び装置 | 50,697千円 |
| 工具、器具及び備品 | 421千円 |
| ソフトウエア | 8,368千円 |

上記は、本社（千葉県柏市）、東京オフィス（東京都中央区）及びiCONMラボ（神奈川県川崎市川崎区）における研究用設備、事務用機器等であります。

なお、資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、コスト・アプローチによる合理的な見積りに基づき評価しております。

## 10. ストック・オプションに関する注記

(1) 費用計上額及び科目名

売上原価　2,179千円

販売費及び一般管理費の株式報酬費用　1,011千円

権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益　8,525千円

(2) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

① ストック・オプションの内容

| | 第７回新株予約権（い） | 第７回新株予約権（ろ） |
|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社の取締役　６名<br>当社の監査役　３名<br>当社の従業員　24名 | 当社の従業員　１名 |
| ストック・オプションの数(*) | 普通株式　320,000株 | 普通株式　15,000株 |
| 付与日 | 平成23年８月15日 | 平成24年５月11日 |
| 権利確定条件 | ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。<br>・新株予約権行使日の前営業日の当社普通株式の終値が320円以上であることを要す。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 対象の定めはありません。 | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成25年８月16日から平成30年８月15日まで | 平成26年５月12日から平成31年５月11日まで |

| | 第７回新株予約権（は） |
|---|---|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社の従業員　７名 |
| ストック・オプションの数(*) | 普通株式　15,000株 |
| 付与日 | 平成24年５月23日 |
| 権利確定条件 | ・新株予約権者は、権利行使時においても、取締役、監査役、従業員または協力者の地位にあることを要す。<br>・新株予約権行使日の前営業日の当社普通株式の終値が320円以上であることを要す。 |
| 対象勤務期間 | 対象の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 平成26年５月24日から平成31年５月23日まで |

| | 第９回新株予約権 |
|---|---|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社の取締役　　４名<br>当社の従業員　　３名 |
| ストック・オプションの数(*) | 普通株式　　22,500株 |
| 付与日 | 平成25年６月10日 |
| 権利確定条件 | ・新株予約権者は、会社が以下のア乃至ウに掲げる条件（マイルストーン条項）を達成した場合に限り、新株予約権の行使が可能となる。<br>ア割当数の３分の１<br>当社が平成25年５月13日に開示した平成25年３月期決算短信（非連結）３.経営方針（1）会社の経営の基本方針②パイプラインに記載された「開発品目」及び平成25年５月24日以降に当社で新規に開発した品目及び他者から導入した品目が、製造販売承認を取得し、かつ、同短信の主要パイプライン（以下、「主要パイプライン」という）のうち１つ以上の開発段階が第Ⅲ相臨床試験を開始していること。<br>イ割当数の３分の１<br>平成25年５月13日に開示した平成25年３月期決算短信（非連結）３.経営方針（1）会社の経営の基本方針②パイプラインに記載された「新規開発パイプライン」（以下、「新規開発パイプライン」という）が、第Ⅰ相臨床試験を開始していること。<br>ウ割当数の３分の１<br>主要パイプライン及び新規開発パイプラインが、日本、欧米またはアジア（中国、インド、台湾、シンガポール、韓国、香港のうち2国以上）において、開発または販売または製造に関するライセンス契約（平成25年５月24日までに締結されているものを除く）を締結していること。<br>・新株予約権者は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、５営業日連続で新株予約権の行使価額に25%を乗じた価額を下回った場合、マイルストーン条項達成の有無に拘わらず、行使期間満了日までに、行使価額に70%を乗じた価額で残存する新株予約権の全てを行使しなければならない。 |
| 対象勤務期間 | 対象の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 平成25年６月10日から平成30年６月９日まで |

| | 第11回新株予約権 | 第12回新株予約権 |
|---|---|---|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社の従業員　　14名 | 当社の取締役　　５名<br>当社の監査役　　３名<br>当社の従業員　　30名 |
| ストック・オプションの数(*) | 普通株式　　99,500株 | 普通株式　　279,500株 |
| 付与日 | 平成26年４月２日 | 平成26年９月３日 |
| 権利確定条件 | ・被付与者が取締役、監査役、従業員の地位を失った場合は原則として権利行使不能。<br>・当社は、行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、５営業日連続で行使価額に50％を乗じた価額を下回った場合、無償で新株予約権を取得するものとする。 | ・新株予約権者は本新株予約権の行使期間中に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が一度でも行使価額に200％を乗じた価額（１円未満の端数は切り上げる）を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を１年以内に行使しなければならないものとする。<br>・当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、５取引日連続で行使価額に50％を乗じた価額（１円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。 |
| 対象勤務期間 | 対象の定めはありません。 | 同左 |
| 権利行使期間 | 平成28年４月３日から平成33年４月２日まで | 平成26年９月３日から平成31年９月２日まで |

| | 第13回新株予約権 |
|---|---|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社の従業員　　６名 |
| ストック・オプションの数(*) | 普通株式　　24,500株 |
| 付与日 | 平成26年９月３日 |
| 権利確定条件 | ・新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。<br>・当社は、行使期間到来前に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、５取引日連続で行使価額に50％を乗じた価額（１円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、無償で新株予約権を取得することができる。 |
| 対象勤務期間 | 対象の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 平成28年９月３日から平成33年９月２日まで |

| | 第15回新株予約権 |
|---|---|
| 付与対象者の区分及び数 | 当社の取締役　　５名<br>当社の監査役　　３名<br>当社の従業員　　44名<br>社外協力者　　１名 |
| ストック・オプションの数(＊) | 普通株式　2,063,000株 |
| 付与日 | 平成27年10月30日 |
| 権利確定条件 | ・新株予約権者は、発行会社が下記ア乃至ウに掲げる条件（マイルストーン条項）を達成した場合に限り、各新株予約権者が当初割当てられた本新株予約権の数（以下、「当初割当数」という）に、ア乃至ウに規定する割合を乗じた数の本新株予約権を行使することができる。但し、行使可能となる本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。<br>ア 発行会社が平成27年５月14日に開示した「平成27年３月期決算短信〔非連結〕１．経営成績・財政状態に関する分析（１）経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NK105」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40％<br>イ 発行会社が平成27年５月14日に開示した「平成27年３月期決算短信〔非連結〕１．経営成績・財政状態に関する分析（１）経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、承認申請を行った場合。当初割当数の20％<br>ウ 発行会社が平成27年５月14日に開示した「平成27年３月期決算短信〔非連結〕１．経営成績・財政状態に関する分析（１）経営成績に関する分析開発パイプラインの状況」に記載された「NC-6004」が、販売承認を取得した場合。当初割当数の40％<br>ア乃至ウのマイルストーンの全てを達成した場合に、残余の本新株予約権がある場合は、当該本新株予約権を全て行使することができる。<br>当社は、各マイルストーン条項が達成された場合には、新株予約権者に対しその旨及び行使開始日を通知するものとする。<br>・各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。 |
| 対象勤務期間 | 対象の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 平成27年11月２日から平成34年10月31日まで |

＊ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。なお、当社は平成26年４月１日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② ストック・オプションの規模及び変動状況

ｉ．ストック・オプションの数

| | 第７回新株予約権(い) | 第７回新株予約権(ろ) | 第７回新株予約権(は) | 第９回新株予約権 |
|---|---|---|---|---|
| 権利確定前(株) | | | | |
| 前事業年度末 | － | － | － | 22,500 |
| 付与 | － | － | － | － |
| 失効 | － | － | － | － |
| 権利確定 | － | － | － | 22,500 |
| 未確定残 | － | － | － | － |
| 権利確定後(株) | | | | |
| 前事業年度末 | 131,000 | 5,000 | 12,000 | － |
| 権利確定 | － | － | － | 22,500 |
| 権利行使 | 10,000 | 5,000 | － | － |
| 失効 | － | － | － | － |
| 未行使残 | 121,000 | － | 12,000 | 22,500 |

| | 第11回新株予約権 | 第12回新株予約権 | 第13回新株予約権 | 第15回新株予約権 |
|---|---|---|---|---|
| 権利確定前(株) | | | | |
| 前事業年度末 | 99,500 | － | 22,500 | － |
| 付与 | － | － | － | 2,063,000 |
| 失効 | － | － | － | 2,000 |
| 権利確定 | 99,500 | － | 22,500 | － |
| 未確定残 | － | － | － | 2,061,000 |
| 権利確定後(株) | | | | |
| 前事業年度末 | － | 275,500 | － | － |
| 権利確定 | 99,500 | － | 22,500 | － |
| 権利行使 | － | － | － | － |
| 失効 | 11,500 | 9,500 | － | － |
| 未行使残 | 88,000 | 266,000 | 22,500 | － |

＊当社は平成26年４月１日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

ⅱ．単価情報

| | 第７回新株予約権（い） | 第７回新株予約権（ろ） | 第７回新株予約権（は） | 第９回新株予約権 |
|---|---|---|---|---|
| 権利行使価格（円） | 276 | 552 | 537 | 2,324 |
| 行使時平均株価（円） | 1,687 | 819 | － | － |
| 付与日における公正な評価単価（円） | 154.4 | 358.6 | 235.9 | 40 |

| | 第11回新株予約権 | 第12回新株予約権 | 第13回新株予約権 | 第15回新株予約権 |
|---|---|---|---|---|
| 権利行使価格（円） | 1,620 | 1,460 | 1,372 | 1,140 |
| 行使時平均株価（円） | － | － | － | － |
| 付与日における公正な評価単価（円） | 835 | 25 | 887 | 13.34 |

（注）１．当社は平成26年４月１日付で１株につき100株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格の調整が行われております。
２．第９回新株予約権は、平成29年２月３日付で発行要項に定める事由に基づき、権利行使価格が変更になっております。

(3) 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年５月19日

ナノキャリア株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　林　雅　彦　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高　津　知　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ナノキャリア株式会社の平成28年４月1日から平成29年３月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月22日

ナノキャリア株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　野口　勘四郎　㊞

監査役（社外監査役）　森嶋　正　㊞

監査役（社外監査役）　古田　利雄　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**議案及び参考事項**

**第１号議案**　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（７名）は任期満了となります。つきましては、戦略的かつ機動的に意思決定を行うことにより、研究開発のアウトプット（質と速度）を高め、より成果追求型の体制とするため１名減員し、６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 再任<br>なかとみ　いちろう<br>中冨　一郎<br>(昭和25年12月２日生) | 昭和53年４月　久光製薬株式会社入社<br>平成３年１月　米国セラテック・インク入社ビジネス開発担当副社長<br>平成５年10月　日本セラテック株式会社代表取締役社長兼任<br>平成８年６月　当社代表取締役社長ＣＥＯ（現任）<br>平成20年８月　iPSアカデミアジャパン株式会社取締役<br>平成26年７月　株式会社iPSポータル取締役 | 1,159,000株 |
| 2 | 再任<br>まつやま　てつひと<br>松山　哲人<br>(昭和37年７月３日生) | 昭和61年４月　三菱商事株式会社入社<br>平成15年５月　株式会社メディカル・プロテオスコープ取締役ＣＯＯ兼ＣＦＯ、代表取締役社長歴任<br>平成19年10月　株式会社ＣＳＫ－ＩＳ執行役員<br>平成22年５月　株式会社ローソン事業開発本部長、執行役員海外事業グループＣＯＯ等歴任<br>平成24年11月　日東紡績株式会社参与、同理事、ニットーボーメディカル株式会社専務取締役等歴任<br>平成26年12月　当社顧問<br>平成27年１月　当社ＣＦＯ兼社長室長<br>平成27年６月　当社取締役ＣＦＯ兼社長室長（現任） | 600株 |
| 3 | 再任・社外<br>おかの　てるお<br>岡野　光夫<br>(昭和24年３月21日生) | 昭和54年４月　東京女子医科大学医用工学研究施設助手<br>昭和62年11月　東京女子医科大学医用工学研究施設助教授<br>平成６年１月　東京女子医科大学医用工学研究施設教授<br>平成６年１月　米国ユタ大学薬学部併任教授（現任）<br>平成８年６月　当社取締役（現任）<br>平成11年４月　東京女子医科大学医用工学研究施設施設長<br>平成13年４月　東京女子医科大学先端生命医科学研究所所長・教授<br>平成13年５月　株式会社セルシード取締役<br>平成24年10月　東京女子医科大学副学長<br>平成26年４月　東京女子医科大学名誉教授・特任教授（現任）<br>平成29年３月　株式会社セルシードサイエンティフィック・アドバイザリー・ボード（現任） | 310,200株 |

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 4 | 再任・社外<br>おおはし　あきら<br>大橋　彰<br>（昭和18年1月7日生） | 昭和50年４月　近畿大学医学部助教授<br>昭和59年８月　明治乳業株式会社ヘルスサイエンス研究所生科学研究室長<br>平成元年６月　同社医薬品部長<br>平成10年４月　ファルマシア・アップジョン株式会社（現ファイザー株式会社）研究統括部長兼メディカルディレクター<br>平成14年４月　同社サイエンスセンター長<br>平成15年６月　当社取締役（現任）<br>平成16年10月　ボシュロム・ジャパン株式会社取締役研究開発本部長 | 12,000株 |
| 5 | 再任・社外<br>まつむら　あつし<br>松村　淳<br>（昭和37年1月24日生） | 昭和61年４月　野村證券株式会社入社<br>平成20年１月　株式会社クワイエット・パートナーズ代表取締役社長<br>平成22年９月　株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役ＣＯＯ（現任）<br>平成24年３月　当社取締役（現任）<br>平成29年３月　株式会社ＡＬＢＥＲＴ取締役（現任） | －株 |
| 6 | 再任・社外<br>ふじさわ　ともゆき<br>藤澤　朋行<br>（昭和41年6月23日生） | 平成４年４月　武田薬品工業株式会社入社<br>平成20年２月　同社事業開発部医薬ライセンスシニアマネジャー<br>平成23年４月　同社医薬研究本部研究アライアンス室室長<br>平成24年４月　株式会社ウィズ・パートナーズマネージング・ディレクター（現任）<br>平成25年５月　株式会社ジーンテクノサイエンス取締役<br>平成26年６月　当社取締役（現任） | －株 |

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．中冨一郎を取締役候補者とした理由は、平成８年の当社設立以降、代表取締役社長として当社の経営戦略決定、研究開発等を推進しており、今後も経営全般にわたり適切な意思決定と職務執行の中核を担う重要な人材と考えているためです。
３．松山哲人を取締役候補者とした理由は、上場企業やバイオベンチャーにおいて、ＣＯＯやＣＦＯとして豊富な経営管理業務の経験を持ち、海外におけるビジネス経験も豊富であることから、当社の今後のグローバルな事業展開及び企業価値拡大に重要な人材と考えているためです。
４．岡野光夫、大橋彰、松村淳及び藤澤朋行は、社外取締役候補者であります。また、当社は、岡野光夫及び大橋彰を当社が上場する株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
５．岡野光夫を社外取締役候補者とした理由は、当社技術の発明者の一人であり、技術的または事業戦略的な見地から発言をいただいており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために重要と考えているためです。同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
６．大橋彰を社外取締役候補者とした理由は、医薬品業界における臨床開発に関する豊富な経験・知識を当社の経営判断に生かし、当社経営に関する発言をいただいており、今後も開発戦略上重要と考えているためです。
７．松村淳を社外取締役候補者とした理由は、証券会社及び投資会社での経験を通じて培った財務を中心とする企業経営の専門家としての視点に基づく事業経営に関する助言・指導をいただいており、今後も事業戦略上重要と考えているためです。
８．藤澤朋行を社外取締役候補者とした理由は、製薬企業において特に事業提携及びライセンス等において長年の経験を有し、バイオベンチャー企業の経営の専門家としての視点に基づく当社の事業開発及び研究開発に関する助言・指導をいただいており、今後も事業戦略上重要と考えているためです。
９．社外取締役候補者の本定時株主総会終結の時までの在任年数は、岡野光夫は21年、大橋彰は14年、松村淳は５年３ヶ月、藤澤朋行は３年であります。
10．当社は岡野光夫、大橋彰、松村淳及び藤澤朋行との間で会社法第427条第１項の責任限定契約を締結しております。本総会において、各氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

**第２号議案**　監査役１名選任の件

監査役古田利雄は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者は古田利雄の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|
| 新任・社外<br>なかやま　みえこ<br>中山　美恵子<br>（昭和37年９月５日生） | 昭和60年４月　アメリカンファミリー生命保険会社入社<br>平成14年４月　司法研修所入所<br>平成15年10月　弁護士登録（第一東京弁護士会所属）<br>平成15年10月　真法律会計事務所入所<br>平成22年４月　悠綜合法律事務所パートナー弁護士（現任） | －株 |

（注）１．中山美恵子は新任の監査役候補者であります。
２．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．中山美恵子は、社外監査役候補者であります。また、本議案が承認可決された場合、当社は株式会社東京証券取引所に同氏を独立役員として届け出る予定です。
４．中山美恵子を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培ってきた知識、経験に基づき、客観的立場から監査意見を表明していただけるものと期待しており、当社社外監査役として適任と判断したからです。同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。
５．当社は、本議案が承認可決された場合、中山美恵子と、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

〈メ　モ　欄〉

# 株主総会会場ご案内図

**日時**　平成29年６月23日（金曜日）
午前10時 開会

**会場**　千葉県柏市若柴178番地４
柏の葉カンファレンスセンター
（三井ガーデンホテル柏の葉２階）




＜交通のご案内＞

つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅西口徒歩１分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。